

町営住宅のご案内 (定住促進住宅)



- * 町営住宅は、町が住宅に困っている人に貸すために、国からの補助を受けて建てた建物です。
- * 入居資格は、町条例などにより制約がありますので入居申込書や提出された書類により確認します。
- * 住宅公社では建ててある住宅については、住宅が空いたときに募集案内を行い、その期間内に申込みを受け付ける方法をとっています。

群馬県住宅供給公社みなかみ支所
〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318
みなかみ町役場B2
電話 0278-25-8423

■ 入居要件

1. 対象団地

みなかみ町下牧1382番地4

第3矢瀬団地7号棟 403号室・404号室

みなかみ町鹿野沢637番地

鹿野沢団地K棟 203号室・204号室・303号室・304号室

2. 入居対象者

町内に住所を有する者、または町内に移住・定住を希望する者で、次の①②のいずれかに該当する世帯

- ① 若年夫婦（入居時に年齢合計が90歳未満の夫婦）
- ② 子育て世帯（入居時に妊婦または中学校卒業までの子どもがいる世帯）

3. 入居期間

5年以内

※町長が必要と認める場合は2年間延長可能

4. 入居出来ない者

- ① 暴力団員
- ② 税を滞納している者

5. 家賃

月額35,000円

※所得制限はありません

6. 敷金

2ヶ月分の家賃相当額

■ お申込みから入居まで

1. お申込みからご入居までの期間・・・申込み月の翌月下旬、概ね1ヶ月半後
2. お申込みからご入居までの主な手続き・・・以下のとおり

入居募集

- 定住促進住宅が空室になりましたら、町広報、町ホームページ等で募集案内をします。



お申込み

- 申込書、住民票、完納証明書、誓約書（様式2号）、母子健康手帳の写し（出産予定の人）を添えて、住宅公社みなかみ支所へ提出してください。



※支所でも受け付けますが、郵送による申込みは受け付けません。



※必ず申込者本人か、同居するご家族が出向いてください。



※本人又は勤務先等に実態を聴取する場合があります。

※申込内容に変更が生じた場合、必ず連絡してください。

※申込時に印鑑証明書の提出は不要です。

入居者選考委員会

- 入居者選考委員会で審査をいたします。



入居説明会

- 入居決定された方に入居説明会通知が送付されます。
※説明会から10日間以内に入居していただきます。



ご入居

- 契約書類の提出、敷金の納金後、鍵をお渡しします。
※敷金は、家賃の2ヶ月分を納付していただきます。
※カギを渡した日が入居日となり、家賃が発生します。

※なお入居に伴う費用として、敷金・入居時の日割家賃が必要になります。

■ 申込み時の提出書類

申込資格の有無等はすべての書類を提出していただいてから最終的に判断します。窓口・電話でのご相談段階で、口頭や一部の書類でご質問いただく場合がありますが、最終的な判断はできません。後日、書類を提出された後に相談時と判断が異なる場合もあります。ご了解ください。

1. 入居申込書 正しくわかりやすく記入してください。

2. 住民票 入居を予定している人、全員分で、続柄・本籍など全部事項の記載がされているもの（発行日から3ヶ月以内のもの）。

★ 外国人の人は住民票と在留カードの写し

3. 誓約書 正しくわかりやすく記入してください。

4. 完納証明書 申込者は税等に滞納がないという証明書（以下の①か②）を添付。

① 同居家族15歳以上の完納証明書、または納税証明書

② 課税されていない人は、非課税証明書

5. 母子健康手帳の写し 出産予定の人は写しを添付。

注1. 提出書類はお返ししません。

注2. 郵送による申込みは受けません。

注3. ★印は、必要に応じて提出する書類

■ 町営住宅の退去請求事項

以下の行為が判明した場合、住宅を明け渡してもらいます。

- (1) 入居資格を偽って入居したとき
- (2) 家賃を3ヶ月以上納めないとき
- (3) 住宅や共同施設をわざと壊したとき
- (4) 暴力団員であることが判明したとき、もしくは同居親族に暴力団員がいるとき
- (5) 住宅を他人に貸したり、住む権利を他人に譲ったとき
- (6) 理由がなく、15日以上住宅を空けたとき
- (7) 住宅公社理事長の承認を受けずに、使い途を替えたとき
- (8) 他に迷惑を及ぼす行為又は周辺の環境を乱す行為をしたとき
- (9) 公営住宅法及び町条例に違反したとき

■ 留意事項

1. 町営住宅では、犬・猫・鶏・は虫類等、動物等の飼育が禁止されています。

動物を飼育していることが判明した場合、退去してもらいます(一時預りも禁止)。

2. 次に掲げる団地内の共同施設等にかかった費用は、共益費として入居者の皆さんに負担していただきます。

- (1) 階段灯、凍結防止等の電気料等
- (2) その他、住宅及び環境の整備上、当然負担しなければならない費用
 - ★道路及び道路側溝の清掃
 - ★団地内の清掃及び除草
 - ★各戸の消毒
 - ★毒虫の防除

3. 駐車場施設

- (1) 駐車場は1戸に1区画分をお貸しします。
- (2) 団地内の駐車場施設以外の場所へは、車を絶対に置かないください。
- (3) 2台目以降、車を所有する場合は民間駐車場を借りてください。

4. 団地自治会費、清掃作業等の出不足金等の徴収が団地ごとにあります。

5. 住宅を明け渡すとき(退去)には、次のことを守ってください。

- (1) 住宅公社みなかみ支所に出向いて、退去手続き(返還届、退去立会い)を行なうこと。
- (2) 入居者の負担で、もとどおりに直すこと。(原状回復)
 - ※ 畳の表替え、襖の張替え、破損箇所等の修繕、汚れ箇所の清掃など